

海岸整備事業における住民参画に関する研究

浜松市役所
国土交通省近畿地方整備局
元関西大学工学部
関西大学工学部

正会員 ○木下 嘉昭
藤本 成児
井上 雅夫
正会員 島田 広昭

1. はじめに

1999年の海岸法改正により、それまで「防護」のみであった法目的に「環境」と「利用」が加えられた。また、海岸整備計画の策定に際し、地域住民の意見が反映できるようにもなった。しかしながら、我が国では住民参画の手法や制度が十分に整備されていないため、その体系的な運用は図られていない。そこで本研究では、現状の海岸行政における住民参画の実態を調査して問題点を抽出するとともに、その改善策を提案しようとした。具体的には、これまでほとんど明らかにされていなかった海岸分野における住民参画の取り組みの実態調査およびワークショップ参加者に住民参画に対する意識調査を実施し、海岸行政における住民参画の全貌を明らかにしたうえで、合意形成型の海岸整備事業の実現にむけて、二、三の提言をしようとした。

2. 住民参画の実態調査

海岸法の改正によって、海岸整備事業に住民参画がどの程度取り入れられているのかを調査し、さらに事業担当者は社会資本整備への住民参画に関して、どのように考えているのかを明らかにしようとした。調査方法は、全国の海岸を有する39都道府県の実務担当者を対象に、FAXおよびe-mailを用いてアンケート調査を実施した。なお、対象とした事業は、国土交通省が管轄する海岸整備事業のうち、人の利用が認められている海岸整備事業とした。

図-1には、現在実施中の海岸整備事業における住民参画の現状を示した。住民参画が取り入れられているものは全体の10%に過ぎず、海岸整備事業における住民参画の取り組みは、あまり行われていないのが現状のようである。この理由として、従来、海岸整備事業における住民参画の事例が非常に少なかったことなどが考えられる。

図-2には、海岸整備事業における住民参画の形態を示した。以下、図中に示した「完了」とはすでに整備事業が完了したもので、「実施中」とは現在整備事業を実施しているものである。前述したように、現在、海岸整備事業を実施中のもの

のうち、住民参画が行われている割合は全体の10%であるが、事業件数に着目すると、住民参画型の海岸整備事業の件数は着実に増加していることがわかる。

図-3には完了した整備事業において住民参画が取り入れられなかった要因を、また図-4には実施

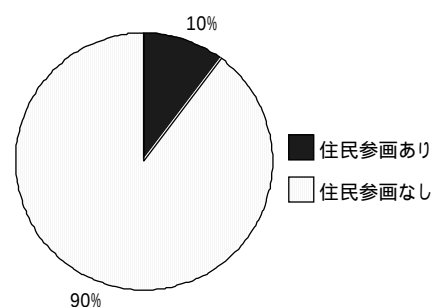


図-1 住民参画の現状

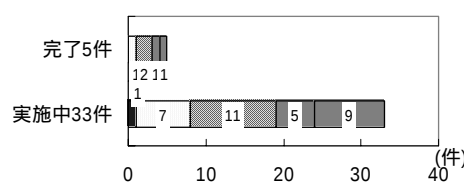


図-2 住民参画の形態

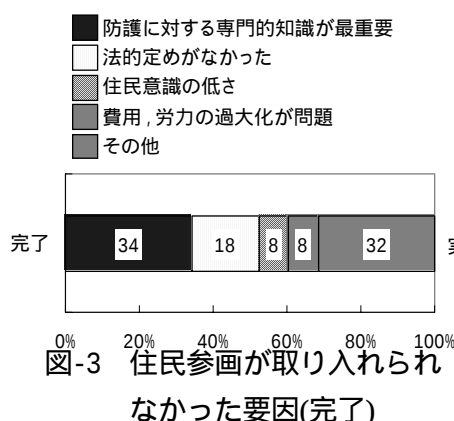


図-3 住民参画が取り入れられなかった要因(完了)

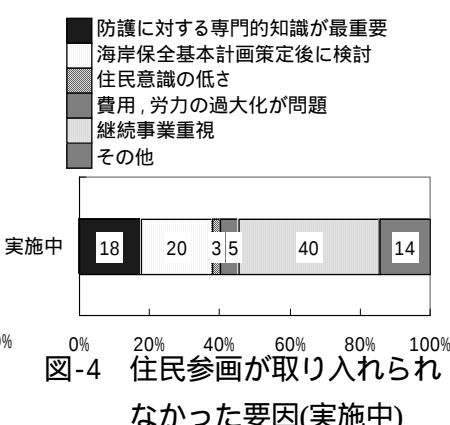


図-4 住民参画が取り入れられなかった要因(実施中)

キーワード 海岸整備, 住民参画, ワークショップ

連絡先 〒564-8680 大阪府吹田市山手町 3-3-35 関西大学工学部都市環境工学科海岸工学研究室 TEL/FAX(06)6368-0857

中の整備事業において住民参画が取り入れられなかった要因をそれぞれ示した。これによると、整備が完了した事業において、最も多いのは防護に対する専門的知識が最重要の34%、ついで法的定めがなかったが18%である。また、現在実施中の整備事業において、最も多いのは継続事業の重視が40%、ついで海岸保全基本計画策定後に検討するが20%である。従来は、防護の観点から海岸整備が行われており、それに関する専門的知識が優先されてきた。しかし、最近では事業に住民参画を取り入れようとする姿勢がみてとれる。しかしながら、行政の対応は極めて慎重であり、この原因としては海岸整備事業において住民参画を行った事例が非常に少なく、そのための手法がまだ確立されていないことなどが考えられる。

なお、海岸整備事業への住民参画に対する行政側の意見聴取を行った際、得られた代表的な意見は以下のものであった。

多岐にわたる住民のニーズを把握するために、検討委員会や懇談会などへの住民参加は有用な手段である。

行政が参加を呼びかけるのではなく、地域住民から自発的に意見があがってくるようでないとうまく機能しない。

住民の意見を取り入れるべきであるが、意見の集約は難しい。

3. 住民参画に対する意識調査

本研究では、阪南海浜海岸整備ワークショップへの参加者が、住民参画等のいわゆる『協働』の取り組みに対してどのような意見や要望を持っているかについても調査を実施した。

図-5には、ワークショップ参加の動機を示した。これによると、最も多いのは広報の53%、ついで回覧板等のその他に含まれるが29%であった。また、ホームページの閲覧というWEBを用いた手法が、全く機能していないことがわかる。近年、いずれの官公庁でもIT化による効率化が進められている。しかしながら、WEBを用いた広報手法は十分に機能していないことが明らかになった。今後は、ますますWEBを用いた広報手法が中心となっていくと思われるだけに改善と工夫が期待される。

図-6には、ワークショップへの参加後にどのような意識変化があったかを示した。これによると、最も多いのは積極的な清掃活動をするようになったが34%、ついで問題意識を持つようになったが24%であった。このように、清掃活動をするようになった、愛着がわいた、足を運ぶ回数が増えたというような積極的に行動するようになったと答えた人が過半数を占めていることと、講演会等海岸構造物に関する知識の提供などを考えると、ワークショップへの参加は様々な啓発効果が期待できるものと考えられる。

図-7には、住民参画の取り組みの有無に対してどのような考えを抱いているかを示した。これによると、開催しなくてよいと答えた人はなく、当然開催すべきが59%、開催した方がよいが41%であった。このことから、すべての参加者が社会資本整備における住民参画の必要性を認識していることがわかる。

4. 海岸整備事業における合意形成型の住民参画提言

海岸整備事業における合意形成型の住民参画にむけた著者の提言は、以下の通りである。

テレビ、インターネット、広報等の様々な手法を組み合わせた「PR方法の改善」が急務である。

「防護」、「環境」、「利用」の調和が重要であるが、ワークショップ等の参加者には「防護」の観点からの意見が不足しがちであるため、行政は積極的な情報提供に努めるべきである。

地域エゴではなく、まちづくりのためのコミュニケーションが重要という認識が必要である。

最後に、ご多忙の中、調査に協力して下さった関係都道府県の実務担当者各位に深謝の意を表する。

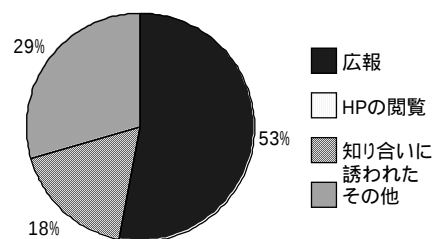


図-5 参加の動機

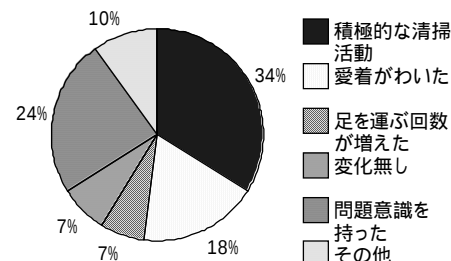


図-6 参加後の意識変化

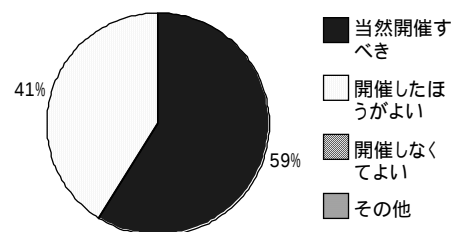


図-7 住民参画の必要性